

# 令和4年3月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金) 13:30~14:35

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(16名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	向山 清彦
2番	菊島 博文	21番	石川 豊
3番	横内 知恵美	22番	横森 隆次
4番	保坂 耕	23番	横森 孝徳
5番	小澤 和茂	24番	小泉 泰夫
6番	保阪 幸彦	25番	田中 武久
7番	上野 公(欠席)	26番	石合 榮之
8番	古屋 一光(欠席)	27番	山本 弘行
9番	河西 孝雄	28番	加賀爪 悦夫
10番	佐藤 安茂	29番	駒井 正一
11番	小澤 辰雄(欠席)	30番	笹本 勝造
12番	小田切 悦男	31番	切刀 茂樹
13番	久保田 豊一	32番	土橋 明
14番	矢崎 良夫	33番	堀川 喜美雄
15番	野田 源一郎		
16番	小澤 洋行		
17番	堀川 茂憲		
18番	浅川 節子		
19番	新奥 長生		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	4件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：東條 匡志

書記：小倉 利仁・越石 早織

## 6. 会議の概要

### <事務局長>

ただ今から令和4年3月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

### <会 長>

(会長あいさつ)

### <事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

### <議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、4番 保坂耕委員、9番 河西孝雄委員をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小倉氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

### <事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	3件	1,428 m <sup>2</sup>
議案第2号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件	8,934.28 m <sup>2</sup>
議案第3号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 利用集積計画の承認について	2件	3,994 m <sup>2</sup>
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による農地 中間管理権の承認について	4件	14,933 m <sup>2</sup>
合計		15件	29,289.28 m <sup>2</sup>

となります。

次に、会務報告ですが、3月7日、山梨県農業会議常設審議委員会及び山梨県農業会議第15回理事会に柳本会長が対応いたしました。また、3月23日、山梨県農業会議臨時総会及び山梨県農業委員会協議会臨時総会に柳本会長が対応いたしました。

### <議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号2番について、委員に関する案件がありますので、議案第1号が終了するまで、退席をお願いいたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが3件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<横森（孝）委員>

申請事由が経営拡張のためとありますが、申請番号1番から3番の譲受人のそれぞれの経営面積はどのくらいになりますか？

<事務局>

譲受人の現在の経営面積につきましては、議案集の経営面積に載せてありますので、ご確認ください。また、農地を取得するためには、4,000㎡以上の農地を所有しているもしくは取得した農地の合計面積が4,000㎡以上であることが条件となっております。

<横森（孝）委員>

申請番号3番の譲受人の経営実績はどのくらいになりますか？

<事務局>

申請番号3番の譲受人は先月、転居し、農地を借りて農業を始めたばかりなので実績はまだありませんが、農地を取得する基準として、現在の経営面積が用いられるため、今回の申請をしております。

ます。

<議 長>

よろしいですか？その他に質疑がありますか？

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の2ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、6件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保八丁原、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井砂宮神、建売分譲（2棟）のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町南下條滝坂、一般個人住宅建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條後地、事務所・倉庫・車両置場のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條南割二階屋、太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田供養塚、一般個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：横森（孝）委員

申請番号2番：小泉委員

申請番号3番：保阪（幸）委員

申請番号4番：田中委員

申請番号5番：功刀委員

申請番号6番：浅川委員  
(各委員より現地調査に基づく説明)

<議長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(意見・質問なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

次に、議案第3号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃貸借権、作物：柿、期間：10年、新規設定です。

申請番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第3号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の7ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：野菜、期間：9年8ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：畑、作物：ブドウ、期間：9年8ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、利用目的：田、作物：水稲、期間：9年9ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、利用目的：田、作物：水稲、期間：9年9ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

加賀爪委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和4年3月農業委員会を閉会いたします。